



○長野県告示第97号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問介護ステーションりんどう	松本市沢村3丁目8番8号	平成15年2月16日

2 訪問入浴介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
(有)インテリア・コーイング訪問入浴センター	中野市吉田1275番地6	平成15年2月16日

3 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
安里医院	埴科郡戸倉町内川822番地2	平成15年1月4日

4 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
永田眼科医院	松本市島立645番地2	平成15年1月1日
健和会飯田中央診療所	飯田市鼎西鼎581番地	〃 〃
なかじま歯科医院	東筑摩郡四賀村会田668番地1	〃 〃
粟佐ひとみ薬局	更埴市粟佐1240番地1	〃 〃
やまざき薬局	更級郡上山田町温泉4丁目23番16号	〃 〃
安里医院	埴科郡戸倉町内川822番地2	平成15年1月4日

5 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
デイサービスさくら	長野市篠ノ井西寺尾2385番地1	平成15年2月16日
宅老所ふるさと	長野市大字南長池286番地5	〃 〃

6 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
医療法人公仁会轟グループホーム	須坂市大字須坂170番地	平成15年2月16日

7 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
大島屋家具店福祉用具貸与事業所	佐久市中込2丁目12番1号	平成15年2月16日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 142号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
小県郡和田村字田東側2876番の1地先から 小県郡和田村字田東側2890番の2地先まで	旧	10.7~21.9	0.1099
同 上	新	10.7~75.5	0.1099

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 406号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡真田町大字長字土合1180番の70地先から 小県郡真田町大字長字土合1278番の244地先まで		旧	13.5~35.0	0.1857
同	上	新	15.0~35.2	0.1857

- 3(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 406号
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小県郡真田町大字長字土合1380番の5地先から 小県郡真田町大字長字土合1307番の7地先まで		旧	8.0~23.5	0.2748
同	上	新	8.0~38.8	0.2748

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 別所丸子線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
上田市大字新町字町180番の1地先から 上田市大字新町字町169番の9地先まで		旧	5.5~6.2	0.0513
同	上	新	10.5~10.9	0.0513

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 別所丸子線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
小県郡丸子町大字御岳堂字池田4048番の1地先から 小県郡丸子町大字御岳堂字小瓜原1168番地先まで		旧	12.7~31.6	0.5653
同	上	新	13.7~35.7	0.5653

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 別所丸子線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
小県郡丸子町大字御岳堂字反田650番地先から 小県郡丸子町大字御岳堂字反田650番地先まで		旧	12.7~15.0	0.1000
同	上	新	14.0~15.4	0.1000

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 塩田仁古田線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上田市大字本郷753番の2地先から 上田市大字本郷752番の7地先まで		旧	6.5~10.7	0.0270
同	上	新	9.0~15.0	0.0270

- 8(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 塩田仁古田線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上田市大字舞田字前沖337番の4地先から 上田市大字舞田字前沖281番の1地先まで		旧	7.0~9.3	0.1510
同	上	新	7.0~12.0	0.1510

- 9(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 田沢中挾線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
小県郡青木村大字田沢2378番の1地先から 小県郡青木村大字田沢2323番の1地先まで		旧	5.7~13.2	0.2461
同	上	新	8.6~13.2	0.2461

- 10(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 下奈良本豊科線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
小県郡青木村大字奈良本字飯米場1789番の1地先から 小県郡青木村大字奈良本字市之澤2039番の2地先まで		旧	3.5~20.5	0.2677
同	上	新	8.0~28.3	0.2677

- 11(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 真田新田線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
上田市大字下室賀字日陰2717番の1地先から		旧	8.0~14.0	0.1701
上田市大字下室賀字日陰2669番の1地先まで				
同	上	新	9.5~17.3	0.1701

- 12(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 真田新田線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
上田市大字下室賀字嶽之里127番の2地先から		旧	6.7~8.4	0.1550
上田市大字下室賀字嶽之里57番地先まで				
同	上	新	7.4~11.1	0.1550

道路維持課

○長野県告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 152号
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡高遠町大字藤沢6192番の1地先から 上伊那郡高遠町大字藤沢6126番の1地先まで	旧	4.0~22.0	0.2187
同 上	新	15.0~23.6	0.2185

道路維持課

○長野県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 142号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡和田村字田東側2876番の1地先から
 小県郡和田村字田東側2890番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日
- 2(1) 路線名 406号
 (2) 供用を開始する区間
 小県郡真田町大字長字土合1180番の70地先から
 小県郡真田町大字長字土合1278番の244地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日

- 3(1) 路線名 406号
(2) 供用を開始する区間
小県郡真田町大字長字土合1380番の5地先から
小県郡真田町大字長字土合1307番の7地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日
- 4(1) 路線名 別所丸子線
(2) 供用を開始する区間
上田市大字新町字町180番の1地先から
上田市大字新町字町169番の9地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日
- 5(1) 路線名 別所丸子線
(2) 供用を開始する区間
小県郡丸子町大字御岳堂字池田4048番の1地先から
小県郡丸子町大字御岳堂字小瓜原1168番地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日
- 6(1) 路線名 別所丸子線
(2) 供用を開始する区間
小県郡丸子町大字御岳堂字反田650番地先から
小県郡丸子町大字御岳堂字反田650番地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日
- 7(1) 路線名 塩田仁古田線
(2) 供用を開始する区間
上田市大字本郷753番の2地先から
上田市大字本郷752番の7地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日
- 8(1) 路線名 塩田仁古田線
(2) 供用を開始する区間
上田市大字舞田字前沖337番の4地先から
上田市大字舞田字前沖281番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日
- 9(1) 路線名 田沢中挾線
(2) 供用を開始する区間
小県郡青木村大字田沢2378番の1地先から
小県郡青木村大字田沢2323番の1地先まで
(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日

10(1) 路 線 名 下奈良本豊科線

(2) 供用を開始する区間

小県郡青木村大字奈良本字飯米場1789番の1地先から

小県郡青木村大字奈良本字市之澤2039番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日

11(1) 路 線 名 真田新田線

(2) 供用を開始する区間

上田市大字下室賀字日陰2717番の1地先から

上田市大字下室賀字日陰2669番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日

12(1) 路 線 名 真田新田線

(2) 供用を開始する区間

上田市大字下室賀字嶽之里127番の2地先から

上田市大字下室賀字嶽之里57番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年2月24日

道路維持課

○長野県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 152号

2 供用を開始する区間

上伊那郡高遠町大字藤沢6192番の1地先から

上伊那郡高遠町大字藤沢6126番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成15年2月24日

道路維持課

○長野県告示第102号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 御岳王滝黒沢線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡王滝村3105番の1地先から
木曾郡王滝村3188番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年2月24日

道路維持課